

令和5年度白樺湖観光センター周辺エリア整備計画策定委託業務  
プロポーザル審査要領

茅野市では、白樺湖の玄関口に当たる白樺湖観光センター周辺エリアにおける人々の交流を促す交流拠点機能、玄関口としての機能の集積により拠点再整備を図るため、将来にわたり指針となる白樺湖観光センター周辺エリア整備計画を策定するにあたり、本業務に最も適した提案者を特定するため、審査要領を以下のとおり定める。

## 1 審査方法

- (1) 白樺湖観光センター周辺エリア整備計画策定委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を開催し、第3項に規定する審査基準に基づき提案者及び提案の書類を審査する。
- (2) 審査は、評価項目を点数化（満点を100とする。）して評価を行い、各審査委員の評価結果を集計し、その評価点の合計を「審査会の評価点」とする。
- (3) 審査の結果、審査会の評価点の最も高い者を最適提案者として特定する。最も高い評価点が同点で2者以上ある場合は、最適提案者は委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。ただし、審査会の評価点が満点の6割に満たない場合は、特定しないものとする。

## 2 審査会

### (1) 任務

審査会は、最も適した提案者の選定に関することを審議する。

### (2) 審査委員

審査委員は、次のとおりとする。

ア 委員長 茅野市産業経済部長

イ 委員 その他委員長が必要と認める者 7名以内

### (3) 会議

ア 審査会の会議は、委員長が招集する。

イ 審査会には、提案者の出席を求め、提案内容の説明等をさせることができる。また、この場合、委員長の決するところにより、Web会議等の手段による出席とすることができる。

ウ 委員長は、必要があるときは、委員及び提案者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

エ 委員長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に代えて書面により委員の意見を求めることができる。

## 3 審査基準

審査基準は、別添の審査表のとおりとする。

(別添)

令和5年度白樺湖観光センター周辺エリア整備計画策定委託業務プロポーザル審査表

委員名

提案者名

評価項目	配点					審査基準
	優れている	良い	普通	やや劣る	劣っている	
1 業務への理解度	10	8	6	4	2	実施する事業の範囲、目的及び現状について、十分理解した上で提案がなされているか。
2 基本的な取組姿勢について	10	8	6	4	2	本業務を遂行するに当たり、十分な要員を確保しており、業務従事者へのフォローアップ体制の確保等、業務を着実に遂行できる体制及び分担当が示されているか。
3 業務実績	10	8	6	4	2	本業務と同等又は類似業務の実績を有しているか。
4 現状把握と課題の整理方法	15	12	9	6	3	現地踏査、関係者等の聞き取りにより浮かび上がった課題から、適切な配置方針が示される内容であるか。
5 白樺湖エリアの特性及びポテンシャルを引き出す整備計画	25	20	15	10	5	白樺湖エリアの特性及びポテンシャルを引き出す整備計画が示される内容であるか。
6 スケジュールの妥当性	15	12	9	6	3	業務実施手続を示す業務フロー、スケジュールは妥当であるか。
7 見積額	10	8	6	4	2	見積金額は妥当であるか。
8 その他	5	4	3	2	1	市が求めるもの以外にも当事業が円滑に進むよう創意工夫を凝らした提案（例：専門家の派遣）がされているか。
合計	点					

※各項目、該当する点数に○を付けてください（100点満点）。